

 \bigcirc

山形県公報

平成16年9月21日(火) 第1578号

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目 次

選挙管理委員会関係

告 示

 政治団体の解散
 1045

 政治団体の収支報告書の要旨
 1046

 同
 1047

 同
 1048

 資金管理団体の届出事項の異動
 1049

 内水面漁場管理委員会関係
 指示

 水産動物の採捕の禁止
 同

 公告
 県営住宅入居者の一般公募
 (置賜総合支庁建築課)

 正
 誤

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第145号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成16年9月21日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部

敏

その他の政治団体

政	治	团	体	Ø	名	称	政治団体でな	くなった理由	政治団体でなくなった年月日
市村けんじ後援会							解	散	平成15. 9.21
佐藤さとる後援会							解	散	平成16.8.1
中村ひろひこ山形県後援会							解	散	平成16. 8.25

山形県選挙管理委員会告示第146号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年9月21日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部 敏

(その他の政治団体)単位:円

	佐藤さとる後援
政治団体の名称	会
報告年月日	16. 3.19
収入総額	0
前年繰越額	0
本年収入額	0
支出総額	0
本年収入の内訳	0
個人の党費・会費 金額	
回八の兄員・云員 並留 員数(人)	
寄附(内訳別掲)	0
個人分	
(うち特定寄附)	
団体分	
政治団体分	
(寄附のうちあっせんに係るもの)	
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲)	
1件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	0
人件費	
光熱水費	
備品・消耗品費	
事務所費	
政治活動費	0
組織活動費	
選挙関係費	
事業費	0
機関紙発行事業費	
宣伝事業費	
パーティー事業費	
その他の事業費	
調査研究費	
寄附・交付金	
その他の経費	
資産等の有無	無
24 7 4 DW	\ <u>\</u>

山形県選挙管理委員会告示第147号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年9月21日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部 敏

(その他の政治団体)単位:円

政治団体の名称	市村けんじ後援会
報告年月日	16. 9. 1
収入総額	0
前年繰越額	0
本年収入額	0
支出総額	0
本年収入の内訳	
個人の党費・会費金額	
員数(人)	
寄附(内訳別掲)	0
個人分	
(うち特定寄附)	
団体分	
政治団体分	
(寄附のうちあっせんに係るもの)	
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲)	
1 件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	0
人件費	
光熱水費	
備品・消耗品費	
事務所費	
政治活動費	0
組織活動費	
選挙関係費	
事業費	0
機関紙発行事業費	
宣伝事業費	
パーティー事業費	
その他の事業費	
調査研究費	
寄附・交付金	
その他の経費	
資産等の有無	無

山形県選挙管理委員会告示第148号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年9月21日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部 敏

(その他の政治団体) 単位:円

政治団体の名称	佐藤さとる後援 会	中村ひろひこ山 形県後援会
報告年月日	16. 8.24	16. 8.25
収入総額	0	240,000
前年繰越額	0	0
本年収入額	0	240,000
支出総額	0	240,000
本年収入の内訳		,
個人の党費・会費 金額		
員数(人)		
寄附(内訳別掲)	0	240,000
個人分		
(うち特定寄附)		
団体分		
政治団体分		240,000
(寄附のうちあっせんに係るもの)		
政党匿名寄附		
事業収入(内訳別掲)		
交付金収入		
借入金(内訳別掲)		
その他の収入(内訳別掲)		
1 件10万円未満のもの		
支出の内訳		
経常経費	0	240,000
人件費		93,450
光熱水費		
備品・消耗品費		32,145
事務所費		114,405
政治活動費	0	0
組織活動費		
選挙関係費		
事業費	0	0
機関紙発行事業費		
宣伝事業費		
パーティー事業費		
その他の事業費		
調査研究費		
寄附・交付金		
その他の経費		
資産等の有無	無	無

中村ひろひこ山形県後援会

○寄附の内訳

(政治団体分)

寄附者の氏名・名称 中村ひろひこ後援会 金 額

住所・所在地

240,000円 東京都千代田区

山形県選挙管理委員会告示第149号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成16年9月21日

山形県選挙管理委員会

委員長 安 部

敏

届出をした者の 氏名		公職の種類	異 動	事,译	т舌	内	容
					垻	新	旧
市村	浩 一	酒田市議会議員	公職の種類			酒田市議会議員(現職)	酒田市議会議員(候補 者となろうとする者)
長谷川	雅一	鶴岡市議会議員	公職の種類			鶴岡市議会議員(現職)	鶴岡市議会議員(候補者)

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。 平成16年9月21日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 設

作

E

楽

県内の河川、その支流及び小支流(荒川水系を除く。)におけるあゆの採捕は、平成16年10月1日から同月7日までの間、禁止する。ただし、山形県が試験研究又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給のために行う採捕については、この限りでない。

公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年9月21日

山形県知事 髙 橋 和 雄

摘要

单身可

公

30,700

26,700

23,100

20,000

16,900

13,900

0

58.0

東置賜郡高畠町 大字 高 畠695 -12

大町アパー

回上

38,200

33,200

28,800

24,900

21,100

17,400

64.2

同 福沢南21 - 2

同 糠野目第2 アパート

報

								-	
		表	3月分	が相を関う	。 (G (D				
			収入が238,000円 を超え268,000円 以下の者	36,600	38,500	44,300	50,100	43,300	34,500
		年民	収入が200,000円 を超え238,000円 以下の者	31,900	33,500	38,600	43,600	37,700	30,000
			収入が178,000円 を超え200,000円 以下の者	27,600	29,000	33,400	37,800	32,600	26,000
			収入が153,000円 を超え178,000円 以下の者	円 23,900	25,100	28,900	32,700	28,300	22,500
		₩	収入が123,000円 を超え153,000円 以下の者	20,200	21,300	24,500	27,700	23,900	19,000
			収入が 123,000円 以下の者	16,600	17,500	20,200	22,800	19,700	15,700
			X X	一般用	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	特定目的用	一般用
			公戸季数	-	1	-	-	-	1
		格	1戸当たり 住戸専用 面 積	平方メートル 61.0	64.2	7.89	6.69	57.3	59.3
		羪	住宅形式	3 D K			<u> </u>	2 D K	3 D K
	轰		所 在 地	米沢市春日五丁 目 2 - 43	<u> </u>	同 中央七丁 目5-77	同 中田町 658-3	南陽市宮内352 - 3	同 三間通 1229 - 2
	県営住宅の名称		位	<u>ا</u>	j 2号	司 米沢中央アパート2号	司 中田第1ア (ート3号	関ロアパー号	引 桜木アパー - 1号
	1 県営住宅の名称等		格			回回	中田第1万 同 ト3号 658	ロアパー	ر ار

- (注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
 - (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
 - (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
 - (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
 - (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
 - (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が 500,000円未満である場合には、当該所得金額)
 - (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫 1 人につき 270,000円(その者の所 得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
 - (^) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大 臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、 入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選 考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
- (1) 申込期間 平成16年10月4日から同月8日まで(ただし、郵送の場合は、平成16年10月8日までの消印の あるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター置賜事務所
- 5 入居の時期 平成16年12月上旬

			正	誤	
発行年月日	県 公 報 番 号	ページ	行	誤	正
平成16.4.1	留 写 号外(29)	3	下から 5	分類年度	分類年度
同	同	同	同	計 属 度	所属年度
				計	